

## 入札説明書

東濃森林管理署の治山実施設計（東濃森林管理署 川上川下流（クチカラ沢ほか1））に係る入札公告（調査業務）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 公告日：令和7年5月20日

### 2 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 東濃森林管理署長 見市 貴司

### 3 業務概要

- (1) 業務名 治山実施設計（東濃森林管理署 川上川下流（クチカラ沢ほか1））  
(2) 業務場所 岐阜県中津川市川上 川上国有林2026林班ほか  
(3) 業務内容 別冊の仕様書及び図面のとおり  
(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年12月15日  
(5) 本業務は、入札等を電子入札システムで行う業務であり、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を電子入札システムにより提出すること。

なお、電子入札システムによりがたいものは発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

#### 【申請窓口】

〒508-0351 岐阜県中津川市付知町8577-4

東濃森林管理署 総務グループ

電話 050-3160-5675

メールアドレス tohnou.d.f.o@maff.go.jp

受付時間 9時00分から17時00分まで

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は除く。

- (6) 本業務は、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び業務の実施方針に係る提案（以下「技術提案書」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による業務である。  
(7) 本業務は、予定価格が1,000万円を超える場合、落札者となるべき者の入札価格が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条に規定する基準に基づく価格（調査基準価格）を下回った場合、同令第86条に規定する調査を実施する業務である。  
また、予定価格が100万円を超え1,000万円以下の場合、落札価格が業務品質確保の観点から中部森林管理局長が定める価格（品質確保基準価格）を下回った場合、業務の履行に当たり契約相手方に一定の義務を課す業務である。品質確保基準価格の算出方法は、予決令第85条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。  
(8) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

### 4 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。  
(2) 中部森林管理局の競争参加資格のうち、下記の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

競争参加資格：別表2の1

- (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日付け建設省告示717号）に基づく森林土木部門の登録を受けていること。。なお、設計共同体についても参加を認める。この場合の提出書類、留意事項については建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについて（平成11年3月25日付11経第718号大臣官房経理課長通知）を参照すること。

[https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku\\_info/nyusatukeiyakutekisei.html](https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/nyusatukeiyakutekisei.html)

- (4) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 元請けとして、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、総合治山事業所長及び治山センター所長（以下「森林管理局長等」という。）のほか、国の機関又は地方公共団体等（都道府県、市町村、財団又は社団法人）が下記に示す同種業務を実施した実績を有すること。

ただし、国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領（平成22年3月18日付け21林国管第106号林野庁長官通知）第4の3に規定する業務成績評定点（以下「評定点」という。）が60点未満のものを除く。

同種業務：別表2の2

(6) 中部森林管理局管内の森林管理局長等が発注した業務のうち、下記期間に完成・引き渡された業務の実績がある場合においては、評定点の平均が60点以上であること。

実績期間：別表2の3

※業務別、過去3年間の平均点の考え方は以下のとおり。

ア 過去3年間の実績がない業者については、『60』点の見なし点数とする。

イ 過去3年間の実績が1業務以上ある業者について、実績のない年度がある場合には、実績のない各年度を『60』点として3年間の平均点を算出する。

ただし、1業務の成績が60点未満の業者については、その措置は行わない。

(7) 次に掲げる基準を満たす管理技術者等を当該業務に配置できること。なお、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

ア 管理技術者

(ア) 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条に規定する技術士の登録（総合技術監理部門（森林一森林土木）又は森林部門（森林土木）の登録に限る。）を受けた者又は次のいずれかに該当する者。

a 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第108条の2に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後、森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者。

b 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後、森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者。

c 学校教育法による高等学校若しくは旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち、林業又は土木の知識及び技術を有している者であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む）後、森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者。

d （一社）日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者又はこれと同等の能力を有する者（技術士補、RCCMの資格を有する者）であって、森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者。

(イ) 上記(5)に掲げる同種業務において管理技術者、照査技術者又は担当技術者として従事した経験を有すること。

また、当該実績が森林管理局長等の発注した業務のうち、業務成績評定を実施している場合にあっては、業務成績評定点、管理技術者又は照査技術者に係る技術者成績評定点のいずれかが60点未満であるものを除く。なお技術者成績評定点がない場合は『60』点の見なし点数とする。

(ウ) 下記現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む。）が、契約金額100万円以上の管理技術者として従事する手持ち業務の契約金額総額が2億円未満かつ総件数が10件未満である者。

手持ち業務量：別表2の4

イ 照査技術者

上記(5)に掲げる同種業務の経験を有する者であるとともに、管理技術者又は照査技術者として従事した経験を有すること。

ウ 担当技術者

次に掲げる登録を受けている者。

なお、管理技術者が次の（ア）又は（イ）の登録を受けている場合、担当技術者の次の（ア）又は（イ）の登録は問わない。

(ア) 測量業務の場合は、測量法（昭和24年法律第188号）第49条に規定する測量士又は測量士補

(イ) 地質調査業務のうち、地すべり調査の場合は、地すべり防止工事士

(8) 申請書、資料及び技術提案書の提出期限の日から開札までの期間に、中部森林管理局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達）及び「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」（平成26年12月4日付け26林政政第338号）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当する者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

#### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

#### ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

その他、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示717号）に基づく本社、支店又は営業所が中部森林管理局管内に所在しているか、営業区域が同管内にあること。

(11) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 請負事業体等における重大な事故や労働災害（下請者が起こしたものも含む。）からみて、事業に従事する者等の生命の安全に関して危険を及ぼすおそれがない者であること。

### 5 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料及び技術提案書を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書、資料及び技術提案書を提出することができる。この場合において上記4(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において、上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札時において上記4(2)に掲げる条項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書、資料及び技術提案書を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者が行った入札は無効とする。

申請書、資料及び技術提案書の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、紙入札方式の場合は持参すること。

#### ア 電子入札システムにより提出の場合

(ア) 提出期間：別表1の2

(イ) 提出方法

競争参加資格確認申請書画面の「添付資料」フィールドに「申請書」（別記様式1）、「資料」（表紙1及び別記様式2～5）及び「技術提案書」（表紙2及び別記様式6～9）を1つのファイル（10MB以内）にまとめて添付し提出すること。

ただし、申請書、資料及び技術提案書のファイルの合計容量が10MBを超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）、電子メール（電子メール送信容量は、1通につき7MB以内とする。）（締切日時必着）で提出すること。郵送又は電子メールで提出する場合には、必要書類の一式を郵送又は電子メールで送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送又は電子メールにより提出する場合は、下記の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムより、申請書、資料及び技術提案書として送信すること。

- ・ 郵送又は電子メールで提出する旨の表示
- ・ 郵送又は電子メールで提出する書類の目録
- ・ 郵送又は電子メールで提出する書類のページ数
- ・ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送又は電子メールの場合の送付先は、上記3(5)の申請窓口に同じ。

(ウ) ファイル形式

電子入札システム又は電子メールによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・その他のアプリケーションPDFファイル
- ・画像ファイルJPEG形式又はGIF形式
- ・圧縮ファイルZIP形式

イ 紙入札方式により提出する場合

- (ア) 提出期間：上記5（1）アに同じ  
 (イ) 提出先：上記3（5）の申請窓口に同じ

（2）資料及び技術提案書は、次に従い作成すること。

ただし、アの同種業務の実績及びイの配置予定技術者の同種業務の経験については業務が完了したものに限り記載すること。

なお、「同種業務の実績」（別記様式2）、「管理技術者の資格・業務経験」（別記様式3）、「照査技術者の資格・業務経験」（別記様式4）に記載する業務に係る評定点を証明する書類の写しを添付すること。

ア 同種業務の実績（別記様式2）

上記4（5）に掲げる資格があることを判断できる同種業務の実績毎に別記様式2に1件記載すること。

イ 配置予定技術者の資格、経験（別記様式3、4）

上記4（7）に掲げる資格があることを判断できる資格、同種業務の経験等を別記様式3、4に1件づつ記載すること。また、担当技術者は、上記4（7）に掲げる資格を記載すること。

なお、配置予定技術者及び担当技術者の資格、又は経験を証明するための書面として次の（ア）、（イ）又は（ウ）の何れかを添付すること。

- (ア) 技術士、測量士（補）及び地すべり防止工事士については、登録証明書等の写しを添付すること。

- (イ) 林業技士、技術士補及びRCCMについては、登録証の写し及び当該技術者の雇用主が証明する業務履歴（技術者の資格に応じた期間）

- (ウ) 上記（ア）及び（イ）以外の者については、当該技術者の雇用主が証明する実務経験（技術者の名称・学歴に応じた期間）を添付すること。

ウ 管理技術者の手持ち業務の状況（別記様式5）

上記4（7）ウに掲げる手持ち業務量について、発注機関を問わず全てを記載すること。

本業務以外の業務で管理技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ちの業務の対象とし、業務名の後に「特定済」と記載すること。

他の業務を落札又は落札予定者となったことにより、記載した管理技術者が上記4（7）ウの手持ち業務の契約金額及び業務件数（以下「契約金額等」という。）を超えることとなったときは、直ちに提出した申請書の取り下げ又は入札辞退を行うこと。申請書を電子入札システム等により提出した場合であっても取り下げの申請は書面により行うこと。

他の業務を落札したことにより、管理技術者が上記4（7）ウの手持ち業務の契約金額等を超えることにより、配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

エ 契約書の写し

アの同種業務の実績及びイの配置予定技術者の資格、経験及び業務実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該業務は、財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されており、その内容がア、イを確認できる場合は、契約書の写しを提出する必要はない。また、TECRISに登録無き業務または、TECRISにて業務内容が確認できない場合については、契約書の他に業務計画書等の当該業務の内容（同種業務等の業務実績及び技術者の従事実績）が証明できる書類を添付すること。必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

オ 繙続教育単位の取得状況

配置予定の管理技術者が、森林・自然環境技術教育会（JAFEE）又は、建設系CPD協議会等に加盟する団体が発行するCPD（継続教育）の単位を取得している場合は、下記の期間中に取得した単位を証明する書類を添付すること。

取得期間：別表2の5

カ 営業所の所在地

上記4（2）に掲げる一般競争参加資格申請書（測量・建設コンサルタント等）の資格確認通知書及び様式3「営業所一覧表」添付すること。

キ 建設コンサルタント登録規程第5条の規程に基づく登録の更新手続きの写しを添付すること。なお、設計共同体による申請の場合は建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについて4 資格審査(3)の別紙第1号様式の競争参加資格申請書および設計共同体協定書写しを添付すること。

ク 技術提案書（別記様式6～10）

(ア) 業務実施体制、業務実施方針、業務実施手順及び技術提案は、別記様式6～10により記載すること。

(イ) 技術提案の評価テーマ

テーマ：なし

(ウ) 技術提案の評価項目

項目1：工事目的物の性能・機能又は調査精度に関する事項

項目2：ライフサイクルコスト縮減に関する事項

項目3：社会的要請に関する事項

(環境への配慮、特別な安全対策、省資源・リサイクル対策、鳥獣被害対策など)

(工期の短縮、工事従事者の労力軽減に向けた工法・新技術の活用など)

(3) 資料及び技術提案書の作成説明会

資料及び技術提案書の作成説明会については、原則として実施しない。

(4) 競争参加資格の審査において、資料及び技術提案書の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む）は競争参加資格を認めない。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、電子入札システムによる申請者には電子入札システムにより、紙入札方式の申請者には競争参加資格確認通知書により参加資格の有無を下記の期日までに通知する。通知において参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

なお、参加資格「有」と通知した者が通知後に上記4(8)に該当となった場合は、競争参加資格の確認の通知を取り消し、改めて参加資格「無」を通知する。

期間：別表1の3

(6) 資料及び技術提案書のヒアリング

資料及び技術提案書のヒアリングについては、原則として実施しない。

(7) その他

ア 申請書、資料及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書、資料及び技術提案書を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書、資料及び技術提案書は返却しない。

エ 提出期限以降における申請書、資料及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者及び担当技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして契約担当官等が承認した場合においてはこの限りではない。

## 6 競争参加資格が無いと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格が無いと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格が無いと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：別表1の4

イ 提出先：上記3(5)の申請窓口に同じ

ウ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。

なお、場合によっては書面の持参又は郵送も認める（提出期限必着）。

ただし、電子メール及び郵送の場合は、上記3(5)に提出した旨を電話で通知すること。

(2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、下記の期限までに説明を求めた者に対し、電子メール又は書面により回答する。

回答期限：別表1の5

(3) 上記(1)の理由の説明を求める書面及び上記(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

閲覧場所：上記3(5)の申請窓口に同じ

## 7 総合評価に関する事項

(1) 本業務の総合評価は、下記の方式とすることで中部森林管理局ホームページ（ホーム>公売・入札情報>契約関係情報>競争参加資格確認申請書）を閲覧すること。

[https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku\\_info/sinseisyo/index.html](https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/sinseisyo/index.html)

総合評価の方式：履行確実性を審査・評価する場合の総合評価落札方式【調査1-2】

#### (2) 落札者の決定

ア 技術点と価格点の合計により評価値（評価値＝技術点+入札価格に対する得点配分×（1-入札価格／予定価格））を算出する。次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

(イ) 審査結果、以下の必須の評価項目がいずれも無得点でないこと。

a 予定技術者の経験及び能力における「保有資格」

b 予定技術者の経験及び能力における「同種業務の実績」

イ アにおいて、評価の最も高い者が2者以上ある場合は、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合並びにくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

ウ 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、下記17（1）に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

なお、調査基準価格の算出は、中部森林管理局ホームページ（ホーム>公売・入札情報等>公売・入札情報>契約関係情報>入札・契約の適正化に係る措置）の「予算決算及び会計令第85条について」を閲覧すること。

#### (3) 評価内容の担保

ア 入札時に提示された、技術提案については、業務完成後において、その履行状況について検査を行う。

イ 業務の検査において、入札時に提示された技術提案の内容をすべて満たしていることを確認できない場合は、この確認できなかつた技術提案についての履行に係る部分は、業務完成後においても引き続き存続するものとする。

ウ 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において実施方法等を指定しない部分の業務に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

エ 技術提案が履行できなかつた場合で、再度の実施が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の増減、損害賠償請求等を行う。

オ 受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかつた場合は、国有林野事業における建設工事に係る調査等成績評定要領に基づき、履行されなかつたことにより満たされなかつた評定項目1項目につき、業務成績評定の点数を3点ずつ減ずるとともに、見直し評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、当該違約金額は入札価格の10%を上限とし、この取扱いについては、契約時に定め、契約書に明記するものとする。

#### (4) 履行確実性の審査・評価に関するヒアリング

ア どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを次のとおり実施する。

なお、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、資料、入札書、業務費内訳書の内容により、業務内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認が出来ると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

(ア) 日 時：別表1の8

(イ) 場 所：中部森林管理局 〒380-8575 長野県長野市大字栗田715番地5

イ 入札者のうち、調査基準価格を下回る価格で入札した者は、申請書、資料及び技術提案書とは別に上記アのヒアリングのため、以下の追加資料を求める。この際、追加資料の提出の意向のない者については、開札後、追加資料の提出を行わない旨を書面（様式は自由）にて提出するものとする。

(ア) 追加資料：中部森林管理局ホームページ掲載の「履行確実性の審査・評価する場合の総合評価落札方式における追加資料記載要領」による。

詳しくは、中部森林管理局ホームページ（ホーム>公売・入札情報>契約関係情報>入札・契約の適正化に係る措置）を閲覧すること。

[https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku\\_info/nyusatukeiyakutekisei.html](https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/nyusatukeiyakutekisei.html)

(イ) 提出場所：上記3（5）の申請窓口に同じ

(ウ) 追加資料の提出期限：別表1の9

(エ) 追加資料の提出を行わない旨の書面の提出期限：別表1の10

(オ) 提出方法：原則として持参する。（場合によっては、郵送又は電子メールによる提出も可）

ウ 上記ア又はイにおいて、ヒアリングに応じなかった場合、又は追加資料の提出を行わない旨の書面の提出があった者は、入札に関する条件に違反した入札と判断し、当該業者の不利益措置を講じない入札無効とする。

エ 調査基準価格を満たす者に対しても、必要に応じ追加資料の提出を求める。この場合、追加資料の提出について、入札者別に追って連絡する。

オ 履行確実性の審査・評価に関する追加資料の作成及び提出、並びに履行確実性の審査・評価に関するヒアリングに要する費用は、入札者の負担とする。

カ 提出された追加資料は、返却しない。

キ 提出された追加資料提出後の修正、差替え及び資料の追加は一切認めない。また、提出された追加資料に提出を求めている資料が含まれていない場合は、追加資料の提出がなかったものとみなす。

ク その他

履行確実性の審査・評価に関するヒアリングを行う対象者は、資料の説明が可能な者3名以内とし、配置予定技術者及び増員予定の担当者を必ず含むものとする

#### (5) 総合評価落札方式による賃上げを実施する企業に対する加点措置

ア 評価項目における評価基準及び配点

上記（1）による。

イ 賃上げ実施の表明の方法について

評価項目「賃金引上げ計画を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者は、技術提案書に様式1（賃上げ計画の表明書）「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を添付の上、提出すること。表明書については、内容に異同がない場合に限り、当該年度における初参加の入札へ提出した当該資料の写しの提出をもって代えることができる。

また、中小企業等については、表明書と併せて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出する。

なお、設計共同体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

ウ 賃上げ実施の確認について

本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別紙賃上げ様式2の1（賃上げ実績整理表【大企業用】）又は様式2の2（賃上げ実績整理表【中小企業用】）の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として様式3（法人事業概況説明書）の「法人事業概況説明書」又は様式4（給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表）の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を決算月（「従業員への賃金引上げ計画の表明書」に記載の事業年度の終了月）の末日から起算して3ヶ月以内に契約担当官等に提出すること。中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は「法人事業概況説明書」の「合計額」とする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「○A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を「人員」で除した金額により比較することとする。暦年単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を翌年の3月末までに契約担当官等に提出すること。中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「支払金額」とする。

ただし、上記書類の提出期限に係る例外として、次の取扱いも可能とする。

- ・法人事業概況説明書の提出期限が延長された場合は、その提出期限
- ・事業年度の開始時よりも前の賃上げを実施したときから1年間を賃上げ実施期間とする場合は、事業年度終了後3ヶ月以内
- ・事業年度等より後の賃上げについては、賃上げ評価期間終了月の末日から3ヶ月以内
- ・契約担当官等がやむを得ない事由として認めた場合はその期間

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は様式5（賃上げ計画の達成確認）の「賃金引上げ計画の達成について」とおりである。

また、事業年度開始月より後の賃上げについては、次のいずれにも該当する場合にのみ、賃上げ実施月から1年間の賃上げを評価することができる。

(ア) 契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること

※ 暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていること。

(イ) 企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと）

※ この場合の賃上げ実施時期は、事業年度終了後ではなく当該評価期間の終了時が基準となり、確認書類等は、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類とする。

なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合であって、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、当該契約相手方が別途総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。

設計共同体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該設計共同体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む設計共同体に対して行う。

この場合における減点の割合は、当該入札における加点に1点を加えた点を減点するものとしその結果、加点に係る得点の合計がマイナスとなった場合には加算点を0点とみなす。

ただし、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかつた場合には、減点措置の対象としない。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

エ 賃上げ実績の表明にかかる記載方法及び様式類は、当森林管理局ホームページ掲載の「賃上げ表明にかかる様式類」及び「税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績の確認について」による。

詳しくは、中部森林管理局ホームページ（ホーム>公売・入札情報>契約関係情報>競争参加資格確認申請書）を閲覧すること。

[https://www.ryna.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku\\_info/sinseisyo/index.html](https://www.ryna.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/sinseisyo/index.html)

## 8 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

ア 提出期間：別表1の6

ただし、下記9のなお書きにより入札日を変更した場合は、競争参加資格確認通知書により通知する。

イ 提出先：上記3（5）の申請窓口に同じ

ウ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。

なお、場合によっては書面の持参又は郵送も認める（提出期限必着）。

ただし、電子メール及び郵送の場合は、上記3（5）に提出した旨を電話で通知すること。

(2) 上記（1）の質問に対する回答は、中部森林管理局ホームページに公表する。

<https://www.ryna.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/situmonkaitou/sinrinkanrisyo/tounou.html>

ア 閲覧期間：別表1の7

## 9 入札及び開札の日時及び場所等

電子入札システムによる入札及び紙入札の締め切り、開札は別表3のとおり、なお詳細は入札公告4（3）による。

なお、日時を変更する場合は、電子入札システム又は競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。

なお、紙入札方式による競争入札にあたっては、契約担当官等により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

## 10 入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参すること。郵送等による提出は認めない。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

## 11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金 現金納付に限る。（納付場所：東濃森林管理署）

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

取扱官庁：東濃森林管理署

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

## 12 業務費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書を電子入札システムにより提出すること。

業務費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は商号又は名称並びに住所、あて名及び業務名を記載し、記名及び押印の上、数量、単価、金額等を明らかにすること。

### ア 電子入札方式の場合

(ア) 提出方法：業務費内訳書を（ウ）に示すファイル形式にて作成し、業務費内訳書添付フィールドに業務費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。

(イ) 電子メール及び郵送について：業務費内訳書が10MBを超える場合には、業務費内訳書についてのみ原則として電子メール又は郵送で提出すること（締切日時必着）。提出する場合には、業務費内訳書の一式を送信又は郵送するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送にあたっては、書留郵便を利用し、二重封筒とし、表封筒に「業務費内訳書在中」と朱書きし、中封筒に業務費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。

なお、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（自由様式）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

- ・ 電子メール等で提出する旨の表示
- ・ 書類の目録
- ・ 書類のページ数
- ・ 送信（発送）年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送の送提出先は、上記3（5）の申請窓口と同じ。

(ウ) ファイル形式：電子入札システムにより業務費内訳書を提出する場合のファイル形式については、上記5（1）アの（ウ）と同じ形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

### イ 紙入札方式の場合

入札書とともに業務費内訳書を提出すること。

- (2) 業務費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

- (3) 提出された業務費内訳書は返却しないものとする。

- (4) 契約担当官等（これらの補助者を含む。）は、入札参加者が提出した業務費内訳書について説明を求めることがある。また、業務費内訳書が別表各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該業務費内訳書提出業者の入札を無効とする。

別表

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合 (2) 内訳書とは無関係な書類がある場合 (3) 他の業務の内訳書である場合 (4) 白紙である場合 (5) 内訳書が特定できない場合 (6) 他の入札参加者の様式を入手し使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳書の記載が全くない場合 (2) 入札説明書又は指名通知書に指示された事項を満たしていない場合
3 添付されるべきではない書類が添付されている場合	(1) 他の業務費内訳書が添付されている場合

4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合 (2) 発注案件名に誤りがある場合 (3) 提出業者名に誤りがある場合 (4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合	

## 13 開札

開札は、電子入札システムにより、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。  
紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせ開札を行う。

## 14 入札の無効

次に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 入札公告、入札説明書に示した競争参加資格の無い者が行った入札。
- (2) 図面、仕様書、現場説明書、参考資料等（変更分も含む）の交付を受けていない者が行った入札。
- (3) 申請書、資料及び技術提案書に虚偽の記載をした者が行った入札。
- (4) 現場説明書及び別冊中部森林管理局競争契約入札心得（令和6年8月1日以降の適用）（以下「入札心得」という。）（中部森林管理局ホームページ（ホーム>公売・入札情報>契約関係情報>競争契約入札心得・随意契約見積心得）によりダウンロードすることにより交付）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札。

[https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku\\_info/kokoroe.html](https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/kokoroe.html)

- (5) 上記（1）～（4）の場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止若しくは第10の規定に基づく書面又は口頭での警告又は注意の喚起を行うことがある。

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

## 15 落札者とならなかった者に対する理由の説明

- (1) 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服のある者は、契約担当官等に対して落札者とならなかった理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることが出来る。
  - ア 提出期限：落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く）
  - イ 提出先：上記3（5）の申請窓口に同じ
  - ウ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。
    - なお、場合によっては書面の持参又は郵送も認める（提出期限必着）。
    - ただし、電子メール及び郵送の場合は、上記3（5）に提出した旨を電話で通知すること。
- (2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、上記（1）アの提出期限の翌日から起算して7日（休日は除く。）以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。
- (3) 上記（1）の理由の説明を求める書面及び上記（2）の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

閲覧場所：上記3（5）の申請窓口に同じ

## 16 配置予定技術者の確認

落札者決定後、TECRIS等により配置予定の技術者が上記4（7）に違反する事実が確認された場合、契約を解除する。

なお、実際の業務にあたって受注者は、業務の継続性等において支障がないと認められる場合であって下記のいずれかに該当するときは、発注者との協議により、技術者を変更できるものとする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他契約担当官等が認める事由による場合。
- (2) 受注者の責によらない理由により業務中止又は業務内容の大幅な変更が発生し、履行期間が延長された場合。
  - いずれの場合であっても、変更後の技術者の資格及び業務経験は、交代日以降の業務内容に相応した資格及び業務経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

## 17 調査基準価格を下回った場合の措置

(1) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、上記3（7）のとおり、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間延期は行わない。

なお、事情聴取等に応じないなど調査に協力しない場合は、入札心得に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効にするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(2) 上記（1）により落札者となり契約締結した業務の履行にあたって、受注者は、次のア～オまでについて実施しなければならないものとする。なお、ア、ウ、オについては、開札後速やかに実施の否かについて確認を行うものとし、実施が困難な場合には、入札に関する条件に違反した入札として入札を無効とする。

ア 業務成果の内容等について、受注者の照査を実施した後に、第三者による照査を受注者の負担において実施すること。

また、受注者は、照査結果の報告時に第三者照査者の同席を求めるものとする。

(ア) 照査を行う第三者の企業の要件

- a 上記4（2）認定を受けている者
- b 中部森林管理局長から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- c 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。

(イ) 照査を行う第三者の企業と受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

a 資本関係

- ・親会社と子会社の関係にある場合
- ・親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

b 人的関係

一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 現地調査を屋外で行う作業の実施に際しては、管理技術者を現場に常駐させること。

ウ 配置予定管理技術者とは別に次の要件を満たす技術者を1名配置することとし、「増員する技術者の経験及び能力」を上記5（2）イにより、「増員する技術者の過去4年間の同種業務の実績一覧」を自由様式により提出するとともに、増員する技術者が保有するすべての資格一覧とその資格証等の写しを提出すること。

(ア) 技術者として従事した同種業務の件数について、配置予定管理技術者の有する従事件数以上の事業件数を有する者。

(イ) 配置予定管理技術者が保有している全ての資格（当業務に関係する資格）を有している者。  
すべての要件を満たす増員する技術者を配置することができない場合は、当該入札を無効とする。  
なお、増員する技術者は、TECRISに登録すること。

エ 業務実行上必要となるすべての打合せに管理技術者と上記エにより増員配置した技術者を出席させること。

オ 当該業務の実施における不備により、発注者に損害を与えた場合には、受注者の責任において損害補填する旨を明記した代表者の直筆署名による品質証明書（別記様式11）を提出すること。また、損害補填期間は本業務に係る工事が完成するまでとする。

## 18 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。（落札決定後7日以内とするが、契約の相手方が遠隔地にある等特別な事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮する。）

## 19 支払条件

- (1) 前金払 有
- (2) 部分払 有・無

## 20 再苦情申立て

契約担当官等から上記6及び上記15の回答に不服がある者の再苦情の申立ては次のとおりとする。

(1) 上記6（2）及び上記15（2）の回答書による説明に不服がある者は、次に従い、書面（様式自由）により再苦情を申し立てることができる。

ア 提出期限：上記6（2）及び上記15（2）の回答書を受け取った日から7日（休日を除く。）以内

イ 提出先：上記3（5）の申請窓口に同じ

ウ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。  
なお、場合によっては書面の持参又は郵送も認める（提出期限必着）。  
ただし、電子メール及び郵送の場合は、上記3（5）に提出した旨を電話で通知すること。

- (2) 再苦情の申立てについては、中部森林管理局入札等監視委員会で審議する。  
(3) 契約担当官等は、再苦情の申し立てがあった者に対し、上記（2）の入札等監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。  
ア 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由  
イ 申立てが認められるときは、契約担当官等が講じようとする措置の概要

## 21 関連情報を入手するための照会窓口

上記3（5）の申請窓口に同じ

## 22 現場説明

現場説明会は原則開催しない。なお当該工事の契約条件については別紙「現場説明書」のとおりとする。

## 23 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。  
(2) 申請書、資料及び技術提案書等及び上記5（7）の追加資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。  
(3) 落札者は、上記5（2）のイの資料に記載した配置予定の技術者を当該業務に配置すること。  
(4) 電子入札システムは休日を除く9時から17時まで稼働している。  
(5) システム操作上の手引き書としては、林野庁発行の「電子入札の手引き」を参考とすること。  
(6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

農林水産省電子入札ヘルプデスク

受付時間：9時00分から16時00分まで（12時から13時を除く）

電話：048-254-6031

e-mail：help@maff-ebic.go.jp

- (7) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行する。  
(8) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日程等については、発注者から再度入札通知書を送信する。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡することがある。  
(9) 本業務の入札に当たっては、中部森林管理局ホームページ（ホーム>公売・入札情報>契約関係情報>その他>森林土木工事の調査・測量・設計積算について）を閲覧すること。

[https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku\\_info/sonota/other/tyousasekisan.html](https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/sonota/other/tyousasekisan.html)

- (10) 国有林野事業業務請負契約約款については、中部森林管理局ホームページ（ホーム>公壳・入札情報>契約関係情報>契約約款・標準仕様書・検査基準細則）によりダウンロードすることにより交付。

[https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku\\_info/keiyaku\\_yakkan/100601.html](https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/keiyaku_yakkan/100601.html)

- (11) 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書については、中部森林管理局ホームページ（ホーム>公壳・入札情報>契約関係情報>契約約款・標準仕様書・検査基準細則）を参照すること。

[https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku\\_info/keiyaku\\_yakkan/100601.html](https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/keiyaku_yakkan/100601.html)

また、技術基準については下記及びこれに関連する諸基準等を参照すること。

- ・「治山技術基準（総則・山地治山編）」（令和5年5月改訂）
- ・「治山技術基準（地すべり防止編）」（令和6年2月改訂）
- ・「治山技術基準（防災林造成編）」（平成27年4月改訂）
- ・「治山技術基準（保安林整備編）」（令和6年2月改訂）
- ・「林道技術基準」（令和6年3月改正）
- ・「林道規程・運用と解説」（令和3年12月発行）
- ・「国有林治山事業全体計画作成等要領」（平成14年7月2日付け14林国業第58号）
- ・「治山流域別調査要領」（昭和55年4月1日付け55林野業第44号）
- ・「令和3年版 森林土木木製構造物施工マニュアル」

- (12) 入札参加希望者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう務めること。

その他の入札に関する事項については入札心得によるものとする。

- (13) 申請書、資料及び技術提案書等の様式について

以下の様式は、中部森林管理局ホームページ（ホーム>公壳・入札情報>契約関係情報>競争参加資格確認申請書）からダウンロードにより交付する。

[https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku\\_info/sinseisyo/index.html](https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/sinseisyo/index.html)

- ・競争参加資格確認申請書（別記様式1－2）
- ・競争参加資格確認資料表紙（表紙1）
- ・同種業務の実績（別記様式2）
- ・管理技術者等の資格・業務経験（別記様式3）
- ・照査（担当）技術者の資格・業務経験（別記様式4）
- ・管理技術者の手持ち業務の状況（別記様式5）
- ・技術提案書表紙（表紙2－2）
- ・業務実施体制（別記様式6）
- ・業務実施方針（別記様式7）
- ・業務実施手順（別記様式8）
- ・業務工程計画（別記様式9）
- ・技術提案（別記様式10）
- ・品質証明書（別記様式11）※調査基準価格を下回った場合に提出
- ・業務成績確認申請書（様式1）

#### お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働き掛けを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、中部森林管理局ホームページ

[https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku\\_info/koukihoji/index.html](https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/koukihoji/index.html)

の発注者綱紀保持をご覧下さい。

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

別表1 本入札手続きに係る期間等

1 入札説明書の交付期間	令和7年5月21日9時00分から令和7年6月24日17時00分まで ただし、休日は除く。
2 競争参加資格確認申請書の提出期間	令和7年5月21日9時00分から令和7年6月3日17時00分まで ただし、休日は除く。
3 競争参加資格の結果の通知日	令和7年6月6日まで
4 資格が無いと認められた者等に対する理由の説明要求期限日	令和7年6月17日17時00分まで
5 本表の4に対する回答期限	令和7年6月26日まで
6 入札説明書に対する質問の受領期間	令和7年5月21日9時00分から令和7年6月18日17時00分まで ただし、休日は除く。
7 本表の6に対する回答閲覧期間	令和7年6月19日9時00分から令和7年6月24日17時00分まで ただし、休日は除く。
8 施工体制確認のためのヒアリング時期	令和7年6月29日から令和7年7月3日まで
9 施工体制確認のための追加資料提出の期限日	令和7年6月28日まで
10 追加資料の提出を行わない旨の提出期限日	令和7年6月27日まで

別表2 本入札手続きに係る評価対象期間等

1 競争参加資格	資格年度	令和5・6年度
	格付内容	測量・建設コンサルタント等に係る測量及び建設コンサルタントA等級、B等級又はC等級
2 同種業務	実績期間	平成22年4月1日～令和7年3月31日
	内容	治山設計業務（治山ダム工、山腹工）
3 企業の業務成績平均点		令和4年4月1日～令和7年3月31日
4 手持ち業務量		令和7年5月20日現在
5 繼続教育単位の取得期間		令和6年4月1日～令和7年3月31日

別表3 入札及び開札の日時及び場所等

入札書の提出期間	令和7年6月20日9時00分から令和7年6月25日10時00分まで
開札日時	令和7年6月25日10時00分

## 現 場 説 明 書

1 本業務は、入札説明書、業務請負契約書案、中部森林管理局競争契約入札心得、図面、仕様書、特記仕様書によるものとする。

2 契約保証について

落札者（又は契約の相手方）は、業務請負契約書案の提出とともに、以下（1）から（4）のいずれかの書類を提出しなければならない。

（1）契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

ア 契約保証金を現金納付する場合は、保管金提出書を添えて歳入歳出現金出納官吏に納付すること。

　なお、日本銀行（本店、支店または代理店）及び市中銀行への振り込みはできないので注意すること。

イ 保管金領収証書の宛名の欄には、下記のとおり記載するように申し込むこと。

　宛名：東濃森林管理署 歳入歳出外現金出納官吏 総括事務管理官 中村 信吾

ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 受注者は、業務完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

（2）債務不履行時による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には下記のとおり記載するように申し込むこと。

　宛名：分任支出負担行為担当官 東濃森林管理署長 見市 貴司

ウ 保証債務の内容は、業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る業務の工事名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、履行期間を含むものとする。

キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヵ月以上確保されること。

ク 請負代金額の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完成後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

（3）債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。

イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には下記のとおり記載するように申し込むこと。

　宛名：分任支出負担行為担当官 東濃森林管理署長 見市 貴司

ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるよう申し込むこと。

エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。

オ 保証期間は、履行期間を含むものとすること。

カ 請負代金額の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(4) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ウ 保証証券の宛名の欄には下記のとおり記載するように申し込むこと。

宛名：分任支出負担行為担当官 東濃森林管理署長 見市 貴司

エ 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。

カ 保険期間は、履行期間を含むものとすること。

キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

3 (1) の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。